

船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年11月16日 10時30分ごろ
発生場所	徳島県阿南市富岡港北西方沖 中島港南防波堤灯台から真方位347° 950m付近 （概位 北緯33° 57.8′ 東経134° 41.8′）
インシデントの概要	プレジャーボートホワイトパール号は、北西進中、のり養殖施設に進入してロープが推進器等に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ホワイトパール号、5トン未満（長さ8.08m） 235-25872徳島、有限会社四国店舗開発
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型（免許証失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、回航の目的で、徳島小松島港に向けて徳島県 ^{たちばなうら} 橘 浦を北東進し、富岡港東方沖に至り、針路を真方位約320°に転じたところ、船首方から波浪を受けるようになった。</p> <p>本船は、波浪の影響で縦揺れが生じている状況下、手動操舵として約8ノットの対地速力で北西進中、操縦者が、椅子に腰を掛けて針路を維持することに注意を向けていたところ、船首方至近に漁具を認めたもののどうすることもできず、のり養殖施設に進入して運航不能となった。</p> <p>本船は、操縦者が、推進器及び舵板にのり養殖施設の枠ロープが絡んでいるのを認め、機関を停止して118番通報した後、手配した潜水士によって枠ロープが外され、徳島小松島港に向かった。</p>
分析	<p>本船は、波浪の影響で縦揺れが生じている状況下、操縦者が、針路を維持することに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、のり養殖施設に気付かず、同施設に進入して枠ロープが推進器及び舵板に絡み、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
原因	本インシデントは、本船が波浪の影響で縦揺れが生じている状況下、操縦者が、針路を維持することに注意を向け、見張りを適切に行

	<p>っていなかったため、のり養殖施設に気付かず、同施設に進入して枠ロープが推進器及び舵板に絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、目視で前方を確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。・小型船舶操縦者として乗船する場合、有効な操縦免許証を所持すること。